

誓 約 書（全日遊連組合員法人用）

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
全日本遊技事業協同組合連合会
〇 〇 〇 遊 技 業 協 同 組 合

代表理事 殿
理 事 長 殿
理 事 長 殿

法人名
法人所在地
法人代表者
店舗名
店舗所在地

当社は、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の定款及び規程並びに全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）の「不正防止対策推進要綱」の趣旨に全面的に賛同するとともに、恒常的な不正根絶の取組みに協力する証として、下記事項を認諾し、本誓約書を提出致します。

記

- 1.当社は、当社の店舗内における遊技機及び周辺機器（以下「遊技機等」という。）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無及び9項の遵守状況を調査する機構の職員による立入、若しくは機構の協力要請を受けた団体の検査員等が行う立入、又は所属する都道府県組合若しくは全日遊連が実施する立入に関し、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器及び検査機器等を使用した検査を含めた必要な方法等により、当社の店舗が検査を受けることを承諾します。

2.当社は、前項に定める立入の結果、異常が判明した場合は、警察への通報も含め、機構等が執る措置に同意します。

3.当社は、当社の店舗が関係法令等に違反したことを認知した場合、機構の定款及び規程並びに不正防止対策推進要綱の規程に従うことを承諾します。

4.当社は、当社の全従業員及び当社の店舗において業務に従事するすべてのものに対し、本誓約書の趣旨を周知し、その遵守を徹底することを約します。

5.当社は、関係法令に違反することとなる遊技機等の改造をしないこと、関係法令に違反する遊技機等を購入し、設置し、使用しないことを厳守します。

6.当社は、関係法令違反行為排除を徹底するため、当社の店舗における遊技機等の自己点検を率先して行います。

7.当社は、関係法令に違反していると疑わしい行為等に関する情報を入手した場合には、直ちに警察及び所属する都道府県組合、全日遊連を通じ、又は直接機構に報告します。

8.当社は、新たに店舗を開設した場合には、当該店舗に係わる誓約書を速やかに機構に提出します。

9.当社は、関係法令遵守を謳ったポスター等の店舗への掲示を含め、関係法令に違反する行為の排除、関係法令に違反する遊技機等の排除の決意を告知し、取組みの徹底を図ります。
- あわせてパチンコ・パチスロ産業21世紀会による遊技産業健全化のためのガイドラインに賛同し、これを遵守します。

10.当社は、遊技機等の購入又は移動にあたり、製造業者若しくは販売会社と締結した契約書等の条項を遵守し、関係法令違反があった場合等には、その定めに従うものとします。

11.当社は、当社の機構への本誓約書の提出状況（取り下げを含む。）及び、本誓約書に記載した情報、当該店舗が受けた検査結果等の情報（立入拒否を含む。）などを、機構のホームページに掲載されること並びに機構が監督官庁、関係団体、製造業者及び販売会社に提出することに同意します。また、あわせて当社が営業に関して遊技機の不正改造を理由とする行政処分（風営法第26条第1項に基づく営業停止処分に限る。）を受けたか否か、及びその処分内容について、機構が監督官庁に確認することにも同意します。

12.当社は、本誓約書を提出することにより機構から付与される誓約書提出証明証が発行された後、直ちに当社の店舗毎に掲示・掲出します。なお、当社が本誓約書を取下げ、機構による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は営業に関して遊技機の不正改造を理由とする行政処分（前項の処分と同じ。）を受けたときは、直ちに当該行政処分の通知書の写しを添えて機構に申告するとともに、当該店舗に掲示・掲出している誓約書提出証明証を破棄します。さらに誓約書提出証明証の発行停止を含めた機構の執る措置に同意します。

13.当社は、機構維持のための運営経費として、年度毎にパチンコ・パチスロ産業21世紀会が遊技機1台につき定める負担金を、機構を構成する社員団体を通じ支払うことを承諾し、また、当社の負担金の納付状況などを機構が監督官庁、関係団体、製造業者及び販売会社に提出することに同意します。
- 以上